



Title	財務諸表の拡張と監査実務の対応
Author(s)	檜山, 純
Citation	経済學研究, 52(3), 125-131
Issue Date	2002-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32268
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(3)_P125-131.pdf



財務諸表の拡張と監査実務の対応

檜 山 純

1. 問題の所在

2001年末のエンロン破綻を契機に、米国では企業不祥事、とりわけ会計不正の発覚が続出している。一般に認められた会計原則に違反あるいは悪用した「腐ったリンゴ」への不信は企業会計への不信となり、企業の公表する業績は信用されなくなっている¹⁾。特に、企業買収の際に重用されたEBITDAを指標に用いる企業の株価は軒並み急落した²⁾。

企業会計への不信の矛先は、会計基準の設定主体であるFASB、財務報告書を監査した公認会計士、監査基準の設定主体となるAICPA、証券市場を監督するSEC、さらには中立であるべき証券アナリストなど、財務報告に何らかの形で関与した者すべてに向かっている。財務報告制度全般の信頼性が失われた結果、株式市場から債券市場へ資金がシフトするなど、株式市場そのものを敬遠する動きすらみられている。これに対して、米国では、いち早く会計基準の

改訂が行われている。しかし、会計基準を改訂しても、それを適用する企業の経営者に会計操作への動機があり、適切な企業統治が行われず、監査が有効に行われていなければ、株式市場における信頼は回復されない。

関係者が各々の責任を適切に果たすことが求められているが、実際には監査人が不正発覚後の賠償責任を転嫁されている。米国の会計事務所は、不正を看過した際に株主集団訴訟により巨額な損害賠償を支払わされるリスクを常に抱えている。監査実務関係者にとって実務の改善は緊急の課題である。

財務報告において報告書と監査実務の関係を歴史的に概観すると、資金調達の変化に伴って財務報告書に求められるものが拡張され、それに伴い監査の範囲も拡張されてきたといえる³⁾。米国では、エンロン事件が発覚する以前から、リスク・アプローチに基づく監査実務の不備と、現行の監査基準書であるSAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」の限界が指摘されていた。これに応じて、エンロン事件直後にはなってしまったが、SAS第82号の改訂公開草案が公表されている。これに対し、同じく2002年にわが国で公表された新監査基準は、米国型のリスク・アプローチの徹底を目的としている⁴⁾。現在の会計・監査がおかれる厳しい現実と日米各々の監査基準の設定の動きを鑑みると、米国のリスク・アプローチの

1) たとえば、会計疑惑が生じたタイコ・インターナショナルと同様の企業構造であるというだけで、GEまで不正が疑われた。

2) EBITDAとは、Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization (利払い前・税引き前・償却前利益)の略である。金利や税率、会計基準の相違の影響が最小になるとみなされるため、EBITDAに対して企業価値(負債+株式時価総額)が何倍にあたるかを計算したEV/EBITDAが利用された。米国では通信関連の企業の収益力比較に多用されたが、ワールド・コムが販売管理費に計上すべき費用を設備投資とみなしてEBITDAの利益かさ上げを行ったことから、EBITDAの数値の信頼が失われている。

3) 拙稿[2001]。

4) 「座談会 監査基準の改訂をめぐる」『JICPAジャーナル』第560号、2002年、11-25頁。

背景と変化の方向性を再分析しておくことは重要であると考えられる。

本稿は、利用目的の変容とそれに伴う報告書の拡張に対応すべき監査実務の対応を分析するものである。

2. 財務報告書の拡張と監査実務の対応

米国では、20世紀初頭、企業の主たる資金調達を金融機関からの短期借入で行っていた。金融機関は信用能力を示す財産目録、すなわち貸借対照表の提出を要求したため、監査実務においては貸借対照表監査が行われてきた。

1920年代半ばから株式市場を通じた直接金融の割合が増したため、企業への資金提供者は金融機関から一般投資家へとシフトした。投資家は、企業のアカウンタビリティに加えて、投資意思決定に有用な情報としての期間損益計算を重視した。そのため、企業の財政状態をあらわす貸借対照表に企業の経営成績をあらわす損益計算書を加えた財務諸表の公表を企業に求めた。米国株式恐慌後に法定監査となった財務諸表監査では、一般に認められた会計原則と、経営者が選択した会計処理方法とが合致しているか否かについて意見表明が行われることとなった。ここでの監査報告書は、独立した職業専門家である公認会計士による保証の役割を担うことになる。

会計監査実務では、監査の主題となる報告書の拡張に対して適時かつ適切に対応することが求められる。監査実務が報告書の変化に追いつかない場合、期待ギャップが表面化する⁵⁾。それは端的には監査人への訴訟としてあらわれる。

5) 期待ギャップは、監査人の責任委員会の報告書（通称コーエン委員会報告書）によって公式に明らかにされたものである。期待ギャップの中には、監査人に責任を転嫁したものや、過剰で不適切なものも存在する（Cohen Report[1978], pp.1-2；[訳書]2-3頁）。本稿においては、期待ギャップと称されるもののうち、監査実務に合理的に向けられたものに限定して論じている。

財務諸表監査への移行初期、貸借対照表監査の頃求められた資産の実在性に関する監査実務の不備がマッケソン・ロビンス会社事件により露呈した⁶⁾。その後会計基準の不備が問題となるたびに基準が改訂された。複数存在する会計方法で行われる期間損益計算は、見積もりを含むために経営者の恣意的な裁量の余地が残存せざるをえない。そのため、一般に認められた会計原則と経営者の選択した方法が合致するか否かに関して一般に認められた監査基準に準拠した監査が行われる。監査人は、一般に認められられた監査基準に準拠して監査を行っていさえすれば、後に財務諸表中に不正が発見されても免責された。しかし、1960年代後半から、監査人には監査基準の準拠を理由にした免責が認められなくなり、不正発見を監査人に期待した大衆から莫大な損害賠償を請求されるようになったのである。このことは、財務報告書の拡張に監査実務が追いつかなかったことに主な原因があると考えられる⁷⁾。

1960年代後半以降、投資家の中でも機関投資家が台頭した。機関投資家は、買収の際の投機的意思決定の判断資料として財務諸表を用いた。そこでは、財務諸表のうち、株式時価総額と帳簿価額との差額をより重視する。ここでの企業とはモノである。機関投資家は、企業買収によって儲かるか否かを判断するために企業価値の測

6) マッケソン・ロビンス会社事件は、法定監査成立後初の大きな不正事件として有名である。棚卸資産の実在性が問題となったが、担当していた会計事務所ブライス・ウォーターハウスは当時の監査基準に準拠した監査手続を行っていたと認定され、基準上の不備が問われた。この件は、財務諸表監査への移行が遅れたのではなく、従前の貸借対照表監査においても必要な実務が整備されていなかったことによる。このように、監査実務に対する期待ギャップは、財務報告書の変化への対応の遅れと、変化以前の監査実務上の不備の2つが原因となると考えられる。

7) その他の理由としては、1966年の連邦民事手続法23条の修正もあげることができる。これにより株主集団訴訟を容易に起こすことが可能となり、弁護士が積極的に訴訟事件を引き受けるようになった。

定を求めたのである。企業価値の測定では、期間損益もさることながら、再び資産が注目されることとなった。ただし、同じ資産であっても、1920年代の金融機関が担保価値を重視したものとは異なる。瑕疵があっては困るために、虚偽記載が含まれていないという保証を監査人に求めることとなった。

意思決定を誤るほどの虚偽記載が存在する財務諸表で損害を被った機関投資家は、監査人の主張する一般に認められる監査基準の準拠を理由にした不正の看過を納得しなかった。彼らは虚偽記載の中でも不正の発見を監査人に要求した。不正の発見は第一義的な責任ではないという監査人の主張は認められず、訴訟による負担だけが增加了。

しかし、試査による監査ですべての不正を発見することは不可能である。監査報酬は増加しないため、精査はコストにあわない。監査人は限られた時間とコストの制約の下で虚偽記載を発見せざるをえない。財務諸表の利用目的の拡張から遅れること10数年、監査実務では虚偽記載に対応したリスク・アプローチと呼ばれる手法が導入されたのである⁸⁾。

3. リスク・アプローチの導入

リスク・アプローチは、リスク概念の導入による効率的な監査実務である⁹⁾。AICPAのリスク・アプローチの原型は、1981年のSAS第39号「サンプリング」といえる¹⁰⁾。根底をなす監査リスク

の概念は、1984年のSAS第47号「監査を実施する際の監査リスクと重要性」によって定義された。

監査リスクとは、監査人が誤った意見表明を行うリスクである¹¹⁾。誤った意見表明には2種類が存在する。より重大な誤りは、意思決定に影響するほどの重要な虚偽記載が財務諸表中に存在しているにもかかわらず無限定適正意見を表明することである。試査の制約により監査リスクはゼロにはならないが、社会的に許容可能である合理的に低い水準にまで下げるよう¹²⁾、監査計画を立案し、監査業務を実施することになる。SAS第47号は重要性との関連から規定されたものであるが、具体的なリスク・アプローチ対応の実務指針ではなかった。このため1988年、9つのSASが公表された¹³⁾。これらにより従来の伝統的内部統制アプローチは放棄され、戦略的かつ効率的に監査を行うリスク・アプローチが主体に据えられたのである¹⁴⁾。

リスク・アプローチでは、財務諸表の作成過程を分析し、虚偽表示の生じる可能性の大きい領域へ効率的に監査資源を投入する。リスク・アプローチにおける固有リスクと統制リスクは、監査プロセスと独立に決定する。リスク・アプローチにおいて、監査人は、監査リスクを適正な範囲に収めるために発見リスクを求め、算定

8) リスク・アプローチ以前は、1929年のAIA『財務諸表の検証』以降、内部統制の有効性に依拠した監査実務であった。

9) リスク・アプローチは、通例、以下の式で説明されている。

$$AR=IR\times CR\times DR$$

AR: audit risk(監査リスク)

IR: inherent risk(固有リスク)

CR: control risk(統制リスク)

DR: detection risk(発見リスク)

詳細は、SAS第47号を参照されたい。

10) 監査の効率化については、さらに1962年の「統計サ

ンプリングと独立公会計士」までさかのぼることができる。

11) SASでは、監査リスクは2種類に分類されている。財務諸表全体のレベルにおけるものと、個々の勘定残高または取引の種類のレベルにおけるものである。

12) 5%程度が目標となることが多い。基準上は「ローレベル」という言葉で説明されている。

13) SAS第53号から第61号までをさす。具体的には不正および違法行為に関する監査人の責任、標準監査報告書の文面、分析の手続、継続企業の存続性に関する評価などについての基準である。

14) 従来試査の範囲を決定するために行ってきた内部統制の評価を、統制リスクの評価、すなわち内部統制で虚偽記載が発見されないリスクを考慮するための内部統制の評価へと変えた。とりわけSAS第53号で、企業の内部統制に依拠することで試査の制約を補う姿勢が改められ、経営者の誠実性と内部統制に依拠しない監査実務が取り入れられることとなった。

された発見リスクによって監査を計画し、監査を実施することになる。その際、分析的手続による数値の利用も行われる。試査による経営者の見積もりや判断といった不確定な要素の検証には、必然的に虚偽記載の可能性が残存せざるをえない。しかし、虚偽記載の可能性の大きいところに重点的に監査資源を投入することにより、監査の失敗は減少すると考えられた。一連の基準書はリスク・アプローチの導入により期待ギャップの縮小が意図されたことから、期待ギャップ基準書と呼ばれている。しかし、期待ギャップは縮小どころか拡大し、監査人はディープ・ポケットとみなされ、提訴され続けた。

その一因は、多くの監査人がリスク評価の判断の結果に注意を払わず、実証性テストによる監査実務を行い続けてきたことにある¹⁵⁾。さらに、SAS第53号は、もっとも期待された不正の発見に関して監査人の対応の具体性に欠けた基準であった。不正、とくに経営者が関与した不正は1988年以降もたびたび発覚した。1993年、POBは不正問題に関する勧告を行った。AICPAもようやくSAS第53号では不正による虚偽記載を発見することが不十分であることを認識した。そして、1997年2月、ASBはSAS第82号を公表したのである。

SAS第82号では、監査人に対し、財務諸表中に誤謬や不正による重要な虚偽記載が存在していないかどうかについて、合理的な保証を得るために監査を計画し、実施する責任があると規定された¹⁶⁾。監査人が負うべき責任の範囲を、監査上の不正概念、監査証拠の性質と不正の性格に基づく不正発見の合理的な保証、および職業的専門家としての正当な注意の点から考察し、監査人の不正発見責任の水準と限界を明確にするアプローチが採用された¹⁷⁾。意思決定に重要

な影響を与える虚偽記載、すなわち不正と誤謬のうち、不正の発見がより重要視された。そして、新たに、「不正リスク要因」という概念を用いて実務の改善を試みたのである。不正リスク要因は、不正な財務報告による虚偽記載と資産の横領による虚偽記載に分類され、実務上の対応がなされた。

しかし、SAS第82号は、監査人の責任を軽減しなかった。ASBが初めて財務諸表監査における監査人の不正発見責任を肯定的に受け止め、監査の対応を変更したにもかかわらず、監査人は敗訴し続けた。SAS第82号の実施後も不正は減少せず、社会問題となっていた。財務諸表の利用目的が変化し、会計計算が拡張されたにもかかわらず、監査実務の対応が再び遅れたからである。

4. リスク・アプローチの限界

株式市場では、1980年代から、機関投資家の中でも年金基金の株式保有割合が伸張した。企業の株式市場を通じた資金調達、年金基金が加入者から受託した莫大な資金によって行われるようになった。現代の大規模株式公開会社は、所有と経営が分離する¹⁸⁾。その結果、経営に疑義のある株主のとることのできる手段は、株主総会で発言するか、保有株式を売却するかのいずれかである。ところが、年金基金は、あまりにも保有株式が多くなりすぎた。大量に売却した場合に損をするのは年金基金自身である。年

的懐疑心をもって正当な注意を払って監査を実施しても一定の限界を免れないことを明記している。また、不正の性格故に、監査計画や実施が適切になされたとしても、重大な虚偽記載が発見されない場合があるという表現で監査の限界を述べている。同時に二重責任の原則についても明記し、経営者の財務諸表作成責任も明記した。詳しくは第82号により改訂されたSAS第1号(AU Sec.110)を参照されたい。

18) 狭義には「所有と支配の分離」であるが、本稿においてはバーリ&ミーンズ以来の所有と経営の分離の概念を通称的に用いている。

15) POB[2000], Appendix A ; [訳書], 263-264頁。

16) SAS No.82, par.1.

なお、SAS第82号についての監査人の責任については、拙稿[1999]で論じている。

17) 不正の用語も「fraud」へと変更された。なお、職業

金基金は、従業員が委託した資産の運用と維持に責任があるため、容易に売却損を計上するわけにはいかない。また、売却先も他の年金基金ほどの規模に限られるため、年金基金は長期保有者とならざるをえなくなったのである。長期保有者となった年金基金は、株主総会において発言をすることでコーポレート・ガバナンスの一翼を担うこととなった。彼らが企業に求めることは、長期の安定成長である。長期的成長を判断するための意思決定の資料として、彼らは財務諸表の中に将来キャッシュ・フローを判断することのできるものを求めた。その結果、財務諸表は公正価値を含んで作成されるものとなったのである。

公正価値会計による財務諸表作成の端緒は、1985年の新しい退職給付会計基準の導入であろう。退職給付会計の計算においては、予定利率や予定昇給率などの算定が必要である。これは経営者によって統制することが不可能な将来の外的経済環境についての見積もり計算である。従来の歴史的原価に基づく過去の数値による計算からでは導き出されえない数値が含まれる。たとえば予定昇給率の算定の場合、将来の物価水準の変動や、個々の従業員の将来の給与水準の見積もりが必要とされる。

このようにして作成される財務諸表は、将来の景気変動や企業を取り巻く経済環境、産業特有のリスクが考慮された数値を含んで作成される。資産・負債の変動は公正価値で測定されることが求められ、公正価値による評価には将来キャッシュ・フローの現在価値の測定が必要とされた。

このような変化に対して、監査はまたもや適時に対応できず、リスク・アプローチの限界を露呈させた。伝統的な財務諸表は、生じた経済事象のうち会計上の認識すべき事象を抽出し、測定、記帳を経て作成される。リスク・アプローチはこれらの過程に沿って行われる。固有リスクの評価は、個々の勘定残高や取引の種類、経営者の主張についてどの程度虚偽記載が発生す

るかを評価するものである。そして、統制リスクは、実務上固有リスクと結合して評価されることが多い。固有リスクと統制リスクの評価の結果、実証性テストの実施時期と範囲が決定される。この意味では、会計と監査は一体である。

ところが、財務諸表は公正価値計算を含めて作成され、伝統的な会計実務を越えたリスクを含むものに変化した。しかし、SAS第82号はリスク・アプローチの徹底によりあまりにも従来の歴史的財務諸表の監査に密接に結び付いたために、それ以外の情報に適応できず、変化に対応しきれなかった¹⁹⁾。たとえば不正リスク要因という概念を導入したにもかかわらず、固有リスクおよび統制リスクの概念の中に不正リスクを明確に含まなかった。また、ビジネス・プロセスやそれに関連するリスクの評価も必要としなかったのである。このようなSAS第82号は、経営者不正の発見には不十分とみなされた²⁰⁾。

同様に、不正な財務報告全米委員会後援組織委員会の委託報告書『不正な財務報告：1987－1997年 米国公開会社の分析』でも、リスク・アプローチの問題点が指摘された。すなわち、これからの監査人には、企業の属する産業に特有なリスク、経営者の事情、外圧、および内部統制を理解するために財務諸表の領域を越える調査が必要であり、かつ様々な源泉から情報を検討しなければならず、さらに企業統治が脆弱な場合には²¹⁾より大きな潜在的監査リスクの存在を考慮するよう求められるとしている。

産業特有のリスクの分析や経営者による株価

19) SAS第82号は財務諸表の作成過程における拡張には対応できなかったが、リスク・アプローチの徹底により、註6でいうところの現行の実務上の不備に対する期待ギャップの解消が試みられたことは評価できよう。

20) POB[2000]の第2章に詳しい。なお、SAS第82号の監査人の意識、訴訟リスクに関する事後調査については、Jakubowski, et al.[2002]を参照されたい。

21) この場合の企業統治とは、取締役会および監査委員会による統治をさしている。

維持の圧力について監査人が検討すべきであるとPOBその他から警告され、SAS第82号の改訂が勧告されていたにもかかわらず、監査実務の対応は立ち後れていた。さらに、機関投資家主導ではない、企業の経営者自らによる買収も多発しはじめた。年金基金は、1990年代初頭まで経営者の交替を頻繁に行ってきた。短期的利益をださなければ報酬に影響し、地位が失われると感じた経営者は、企業買収によって好業績にみせようとしたのである。高株価に維持された買収の繰り返しは、株式を元手に企業が自ら資金源泉となることを意味していた。これらの結果が、冒頭で述べたエンロン事件以降の会計不正の看過の続発といえる。

5. 結びに代えて：新しい監査アプローチの導入

1980年代、監査実務はリスク・アプローチを導入して財務報告書利用者の虚偽記載発見の期待に応えようとした。しかし、財務諸表作成の際の数値は、1985年以降、公正価値とよばれる将来のリスクを含んだ数値が含まれるように変容した。かかる拡張は、米国投資家、具体的には年金基金の求める会計情報として資するはずであった。しかし、将来キャッシュ・フローを指向した経営は、一方で1990年代末期、経営者に高株価維持の誘因を生じさせ、財務報告の関係者がITバブルに踊る結果を生み出した。企業不正は継続的に生じており、これに対してリスク・アプローチを中心にした監査は必ずしも有効に機能しているとはいえなかった。現在、監査人には、監査の実施にあたり、財務諸表の作成過程を越える広範なリスク評価を行うことが求められてきている。会計事務所では、ビジネス・リスク・アプローチに移行しつつある²²⁾。

22) 「ビジネス・リスク・アプローチ」に関する公の定義はない。KPMGでは「BMP監査」、アーンスト&ヤングでは「監査革新」(Audit Innovation)、アーサー・アンダーセンでは「ビジネス監査」と呼ばれるものがそれにあたる (Eilifsen, et al.[2001], p.194)。

ビジネス・リスクとは、企業組織の目的の達成に影響を与える広範なリスクをさす。組織外部の戦略的なリスクもあれば、組織内部のプロセスに内在するものもある。また、企業では統制不可能なリスクもある。それらを総合的に評価することが監査人には求められるのである²³⁾。

監査計画の際、企業のビジネス環境について広範に検討するように実務が変化しはじめている。SAS第82号の改訂公開草案は、POBが解散してしまったため、どのように受け継がれるかは不明である。新たなリスク対応が盛り込まれ、すでに実務として展開しつつあるビジネス・リスク・アプローチが適切な対応となりうるのか否か、今後の監査実務の動向に注意が必要である。

参考文献

- ・ AIA(American Institute of Accountants), *Verification of Financial Statement*, GPO, 1929.
- ・ —, “Extensions of Auditing Procedure,” *Journal of Accountancy*, Jun. 1939, pp.343-344.
- ・ AICPA(American Institute of Certified Public Accountants), ASB(Auditing Standards Board), “Audit Sampling,” *Statements on Auditing Standards No.39*, 1981.
- ・ —, —, “Omnibus Statement on Auditing Standards,” *Statements on Auditing Standards No.43*, 1982.
- ・ —, —, “Audit Risk and Materiality in Conducting an Audit,” *Statements on Auditing Standards No.47*, 1983.
- ・ —, —, “The Auditor’s Responsibility to Detect and Report Errors and Irregularities,” *Statements on Auditing Standards No.53*, 1988.

わが国ではこれらを総称してビジネス・リスク・アプローチと呼ばれており、本稿もそれに倣っている。

23) 前註のように、ビジネス・リスク・アプローチは実務上はじまったばかりであり、会計事務所間で統一されていない。一般的な説明として、本稿ではKnechel[2001]を参考にした。

- AICPA, ASB, "Analytical Procedures," *Statements on Auditing Standards No.56*, 1988.
- ———, ———, "Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit," *Statements on Auditing Standards No.82*, 1997.
- ———, ———, "Auditing Fair Value Measurements and Disclosures," *Exposure Draft, Proposed Statements on Auditing Standards*, 2002.
- AICPA, POB(Public Oversight Board), *The Panel on Audit Effectiveness: Report and Recommendations*, 2000: 山浦久司監訳 児島隆・小澤康裕訳『公認会計士監査－米国POB: 現状分析と公益性向上のための勧告－』, 白桃書房, 2001年.
- Beasley, M.S., *Fraudulent Financial Reporting: 1987-1997 An Analysis of U.S. Public Companies*, COSO, 1999.
- Cohen Report, The Commission on Auditor's Responsibilities, *Report, Conclusions and Recommendations*, 1978; 鳥羽至英訳『アメリカ公認会計士協会, 監査人の責任委員会, コーエン委員会報告書 財務諸表監査の基本的枠組み』, 白桃書房, 1990年.
- David, McNamee, "Targeting Business Risk," *Internal Auditor*, Oct.2000, pp.46-51.
- De Bedts, Ralph F., *The New Deal's SEC The Formative Years*, Columbia University Press, 1964.
- DeMond, C. W., *Price, Waterhouse & Co. in America -a history of a public accounting firm-*, Comet Press, 1951.
- Eilifsen, W. Aasmund, Robert Knechel, and Philip Wallage, "Application of the Business Risk Audit Model: A Field Study," *Accounting Horizons*, Sep. 2001, pp.193-207.
- FASB(Financial Accounting Standards Board), "Employers' Accounting for Pensions," *FASB Statement No.87*, 1985.
- ———, "Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits," *FASB Statement No.88*, 1985.
- Knechel, W.R., *Auditing: Assurance and Risk* (2nd Edition), South Western College Publishing, 2001.
- 檜山純「財務諸表監査における責任分担の構造－米国SAS第82号が監査人に与える影響－」, 『経済学研究』(北海道大学), 第49巻第1号, 1999年, 63-80頁.
- ———, 「米国株式会社における会計監査の展開」, 『税経通信』, 第56巻第5号, 2001年, 183-190頁.
- 石原俊彦『リスク・アプローチ監査論』, 中央経済社, 1998年.
- 岩田巖『会計原則と監査基準』, 中央経済社, 1955年.
- Jakubowski, Stephen T., Patricia Broce, Joseph Stone, Carolyn Conner, "SAS 82's Effects on Fraud Discovery," *CPA Journal*, Feb. 2002 pp. 43-46.
- Mancino, Jane, "The Auditor and Fraud," *Journal of Accountancy*, Apr.1997, pp.32-36
- The National Commission on Fraudulent Financial Reporting, *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, AICPA, 1987; 鳥羽至英・八田進二共訳『アメリカ公認会計士協会・アメリカ会計学会・財務担当経営者協会・内部監査人協会・全米会計人協会, 不正な財務報告全米委員会トレッドウェイ委員会報告書 不正な財務報告 結論と勧告』, 白桃書房, 1991年.
- 山浦久司「監査リスク・モデルの光と陰－実態監査(不正の発見)機能の向上に対する新たな動き－」, 『会計プロGRESS』(創刊号), 日本会計研究学会, 2000年, 115-124頁.